

次の公告認定対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和5年1月4日

京都市長 門川 大作

1 認定に関する事項

公告認定対象区域	認定番号	認定年月日
京都市東山区教業町662番、662番1から662番3まで、662番7から662番9まで、662番11、662番12の一部、662番13、662番15、663番、663番1の一部、663番2から663番6まで、663番9の一部、663番12から663番16まで、664番、665番1、665番2の2、665番3、665番7、666番1、666番2、667番から672番まで、672番1、673番、674番、674番1、675番から683番まで、683番1、684番1から684番4まで、685番、685番1から685番4まで、686番、686番1、687番、687番1、688番、689番3、689番4、689番6から689番9まで、693番、693番1、695番、696番、698番、	第11-006号	令和4年12月26日

698番1から698番5まで、701番、702番、703番1から703番6まで、704番、704番1から704番5まで、706番、706番1、706番2、707番及び708番、長光町613番1、613番2、614番3、617番1、617番2、621番、622番1から622番12まで、623番2、627番、627番1、628番、629番、629番1、630番1から630番8まで、632番、634番1から634番3まで、635番1から635番4まで、636番、636番1、637番から639番まで、639番1から639番3まで、644番1、644番2、644番4、644番5、645番1から645番3まで、646番、646番1から646番3まで、647番から649番まで、649番1から649番7まで、650番、650番1から650番3まで、651番1から651番3まで、652番、653番、653番2、654番から656番まで、656番1、657番、658番、658番1、659番、659番4から659番6まで、660番、661番1及び661番2、巽町424番1から424番6まで、424番9から424番18まで、424

番 2 8、4 2 4 番 2 9、4 2 5 番、4 2 6 番、4 2 7 番 1 の一部、4 2 7 番 2、4 2 7 番 3 の一部、4 2 8 番、4 2 8 番 1、4 2 9 番、4 2 9 番 1、4 3 0 番、4 3 1 番 1、4 3 1 番 2、4 3 2 番 1、4 3 5 番、4 3 6 番、4 3 7 番 1、4 3 7 番 2、4 3 8 番、4 3 9 番、4 3 9 番 1、4 4 0 番、4 4 0 番 1、4 4 1 番 1、4 4 2 番 1、4 4 2 番 3、4 4 2 番 5 から 4 4 2 番 1 0 まで、4 7 0 番 2 及び 4 7 1 番 2 並び に若竹町 4 1 4 番、4 1 5 番 1 から 4 1 5 番 3 まで、4 1 6 番、4 1 6 番 1 から 4 1 6 番 9 まで、4 1 6 番 1 1、 4 1 7 番 1、4 1 7 番 2、4 1 8 番 1 から 4 1 8 番 3 まで、4 1 9 番 及び 4 1 9 番 1		
--	--	--

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで(ただし、正午から午後 1 時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)